一般国道８号線歩道敷設工事に伴う
大郡遺跡発掘調査報告書

（五個荘町大郡遺跡周辺航空写真）

1983.3

賀県教育委員会
個荘町教育委員会
法人滋賀県文化財保護協会

一般国道８号線歩道敷設工事に伴う
大郡遺跡発掘調査報告書

1983.3

滋賀県教育委員会
五個荘町教育委員会
財団法人滋賀県文化財保護協会

序

この調査は絶え間なく車の流れる湖東の動脈、国道８号線の歩道工事に先き立ち実施したもので、調査区の狭さ、危険性といった悪条件の場であったが、反面、古代律令期の推定神崎郡衙跡および、その周辺部を縦貫するということで調査を実施した。

調査の結果は郡衙跡はもちろん、従来、未知数であった湖東中枢部の概要を線的にではあったが知ることができ、大きな成果を得ることができた。

調査は五個荘町教育委員会の全面的協力のもとに実施したもので、その多大な御助力に対し、記して謝意を表したい。

当報告書は調査の概要ではあるが、その成果の一部でも、今後の町史、県史の中で広く利用されれば幸いである。

昭和58年３月

文化財保護課長
外　池　忠　雄

例　　言

1. 本書は、建設省近畿地方建設局より委託を受けて実施した、昭和57年度一般国道８号線五個荘町石塚―竜田地先の歩道設置工事に伴う発掘調査の報告書である。
2. 調査は、滋賀県教育委員会の指導により財団法人滋賀県文化財保護協会が実施し、現地調査は五個荘町教育委員会が行った。
3. 発掘調査は、県教育委員会文化財保護課主査近藤滋の指導を受け、五個荘町教育委員会嘱託林 純を担当者として実施した。
4. 調査・整理作業の参加者は次のとおりである。

滋賀県教育委員会文化財保護課

課長　外池忠雄

主査　近藤　滋

五個荘町教育委員会

教育長　入谷誠一郎

管理課長　小川達之

嘱託　横田證真

嘱託　林　　純

財団法人滋賀県文化財保護協会

事務局長　江波弥太郎

事務主事　松本暢弘

調査補助員　武田知久・国川三紀・溝口勝隆（以上、京都産業大学考古学研究会）、平田智彦(龍谷大学)、中沢定美(岐阜経済大学)、破瀬いずみ(一宮女子短期大学)。

なお、現地調査では、建設省近畿地方建設局、中松組、地元金堂・川並の方々の協力を得た。ここに感謝の微意を表わします。

5. 本書は、本文・図版ともに林 純が執筆作成した。

目　次

序　文

例　言

１．調査の経過…… 1

２．位置と環境…… 2

３．遺構…… 4

４．遺物……13

５．まとめ……15

挿図目次

１．大郡遺跡位置図…… 1
２．大郡遺跡(昭和56年度検出掘立柱建物跡)…… 2
３．五個荘町遺跡分布図…… 3
４．第１トレンチ全景(南西から)…… 5
５．第２トレンチ全景(南西から)…… 5
６．第１～第５トレンチ位置図…… 6
７．第３トレンチＳＢ１(北東から)…… 7
８．第４トレンチ全景(北東から)…… 8
９．第５トレンチＳＢ２・ＳＢ３(北から)…… 9
10．第３トレンチＳＢ１実測図、第５トレンチＳＢ２・ＳＢ３
実測図、第１トレンチＳＤ１断面図……10
11．第１～第５トレンチ実測図……11・12
12．出土土器実測図……14
13．大郡遺跡全体図……17・18

1．調査の経過

一般国道８号線は、滋賀県栗東で国道１号線と分岐し、湖東・湖北を北上して北陸地方に至る湖国の大動脈である。したがって交通量も多く、交通安全の対策上、歩道の設置が急務となっていた。五個荘町内では、石塚―竜田間が未設置であるため、建設省が昭和57年度に同区間の歩道敷設を計画し、県教育委員会に埋蔵文化財の取り扱いに関して協議がなされた。その結果、当該地には神崎郡衙跡と推定される大郡遺跡が存在することが明らかとなり、歩道敷設工事に先立って発掘調査の必要が認められた。

大郡遺跡は、古代律令制における地方行政機関として近江国に設置された十二の郡衙の内、神崎郡衙推定地として早くから注目されていた。規模は、足利健亮氏によって方六町に復元され、五個荘町が昭和55年度より３ヶ年計画で実施している発掘調査の成果を踏えて、近藤滋氏は方二町域を考えている。

調査は、石塚―竜田間の既に造成され構造物の存在する部分を除く５ヵ所にトレンチを設定し、工事の進捗に合せて竜田側より逐次調査を実施した。現地調査は、昭和57年10月４日より25日までを要した。

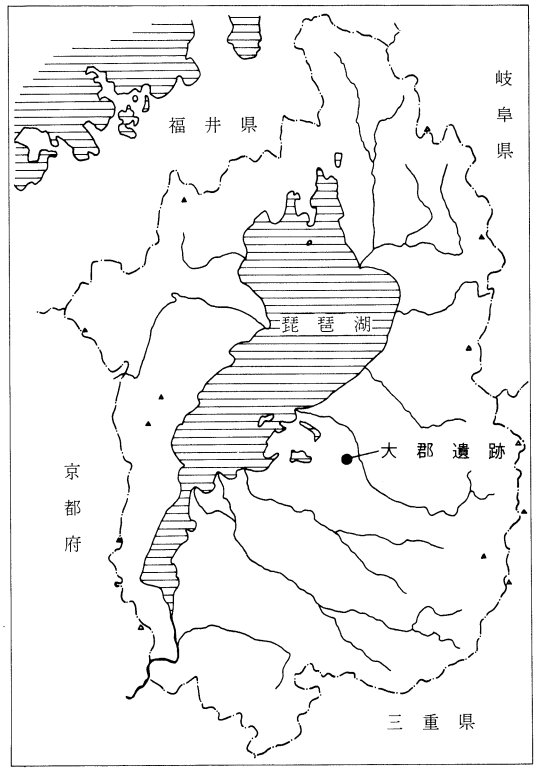

1　大郡遺跡位置図

2．位置と環境

今回、発掘調査した大郡遺跡は、神崎郡五個荘町北町屋に所在し、古代律令制の郡郷制では神崎郡神崎郷[註1]に属すると考えられる。

地理的環境について見ると、五個荘町は湖東平野の中央部よりやや西寄りに位置し、三方を地塁状の箕作山・繖山・和田山に囲まれ、東側を愛知川が北流する地勢となっている。愛知川は、鈴鹿山系に源を発して始めは北西に流れ、八日市市建部付近で北流に向きを変え、更に能登川町神郷で北西流となって琵琶湖に注ぐ。その大きく蛇行する部分の西岸に位置する五個荘町の平野部は，愛知川の蕩蕩たる沖積作用で形成された扇状地・自然堤防と、それに続く後背湿地により構成されている。したがって、伏流水による自然湧水も所謂野井戸として随所に見られ、水稲農耕を生活基盤とした古代社会にあっては、恰好の生活空間を現出させていたと考えられる。

次に、歴史的環境を総括的に述べておこう。従来、旧石器時代や縄文時代の遺跡は知られていなかった。しかし、最近の調査によって縄文時代後晩期の土器が、山本の山本遺跡や竜田の川添遺跡・金堂の善覚寺遺

2　大郡遺跡（昭和56年度検出掘立柱建物跡）

3　五箇荘町遺跡分布図

1　和田山遺跡
2　中山古墳
3　山の下古墳群
4　北山古墳群
5　堂山古墳群
6　忠善寺遺跡
7　正瑞寺古墳群
8　石馬寺遺跡
9　八塚古墳
10　狐塚古墳群
11　結古墳群
12　サガミド古墳
13　丸山古墳群
14　道法寺遺跡
15　正源寺遺跡
16　金堂遺跡
17　善覚寺遺跡
18　海老塚古墳
19　万願寺遺跡
21　堂前遺跡
24　庵の後遺跡
25　法源寺遺跡
26　殿屋敷遺跡
27　五十坊遺跡
28　山の神古墳
30　狐塚古墳
31　京塚古墳
32　木流廃寺
33　箕作山遺跡
34　山本遺跡
35　新堂遺跡
36　三俣遺跡
37　大郡遺跡
38　竜田遺跡
39　奈良木遺跡
40　堂田遺跡
41　別所A古墳
42　別所B古墳群
43　別所北A古墳群
44　別所北B古墳群
45　内田古墳群
46　小谷古墳群
47　和田館遺跡
48　内屋敷遺跡
49　簗瀬城遺跡
50　河曲遺跡
51　観音寺城跡
53　佐生城跡
54　録田遺跡
55　川添遺跡
56　北町屋遺跡
57　奥遺跡
58　平阪遺跡
59　建部下野遺跡

跡等で少量出土し、大郡遺跡（昭和57年度重要遺跡関係）では石棒の出土を見るなど、同時代の様相が徐々に窺えるようになって来た。

弥生時代については、新堂の新堂遺跡で石鏃の採集が知られるのみで全く不明である。しかし、隣接する安土町や能登川町では、大中の湖南遺跡や宮の前遺跡・斗西遺跡等の大集落跡が存在することから、五個荘町内に於ても発見される可能性は強い。

古墳時代では、前期や中期に溯る古墳はなく、周辺で安土町瓢箪山古墳や能登川町中沢遺跡の大前方後円墳が目に付く。後期では、伊野部の山の神古墳が横穴式石室を有する前方後円墳と考えられ、川並の丸山古墳[註2]は横穴式石室より陶棺を出土した大型円墳である。群集墳は、和田山の中山古墳、繖山東麓の北山古墳群・堂山古墳群・山下古墳群・別所古墳群・内田古墳群・小谷古墳群・正瑞寺古墳群・孤塚古墳群・結古墳群があり、箕作山北麓に百々矢古墳がある。集落跡は、金堂の正源寺遺跡と大郡遺跡の竪穴住居跡が知られる。

奈良・平安時代では、大郡遺跡の他に延喜式に見える清水駅家推定地の堂田遺跡[註3]からは、大型の柱穴群が検出され、正源寺遺跡では21棟に及ぶ掘立柱建物群が発見された。また、木流の木流廃寺からは奈良時代前期に比定しうる軒丸瓦が出土している。平安期の荘園制では、建部を中心とした建部荘と川並周辺の山前荘があり、小幡付近には藤原家領の小幡荘が知られている。

3．遺　　構

今回の調査で検出した遺構は、掘立柱建物跡３棟と自然流路１条の他、小ピット・溝跡であった。ただ、調査範囲が歩道敷地内と限定された条件のため、遺構の規模や性格を十分に知ることはできなかった。しかし、従来、当地域は埋蔵文化財調査のメスがほとんど入っておらず、今回の調査で地下遺構の遺存状況等がある程度明らかとなり、今後の遺跡保護行政に貴重な資料となった。

以下において、各トレンチの状況を述べる。

第１トレンチ

国道８号線と町道奥―竜田線の交差点南側に、長さ11ｍ幅1.5ｍのトレンチを設定した。基本的な層位は、耕土が20cmあり下層は床土層の形成が見られず、淡黄色粘土の地山となる。この面で、自然河道（ＳＤ１）と溝跡を検出した。

4　第１トレンチ全景(南西から)

5　第２トレンチ全景(南西から)

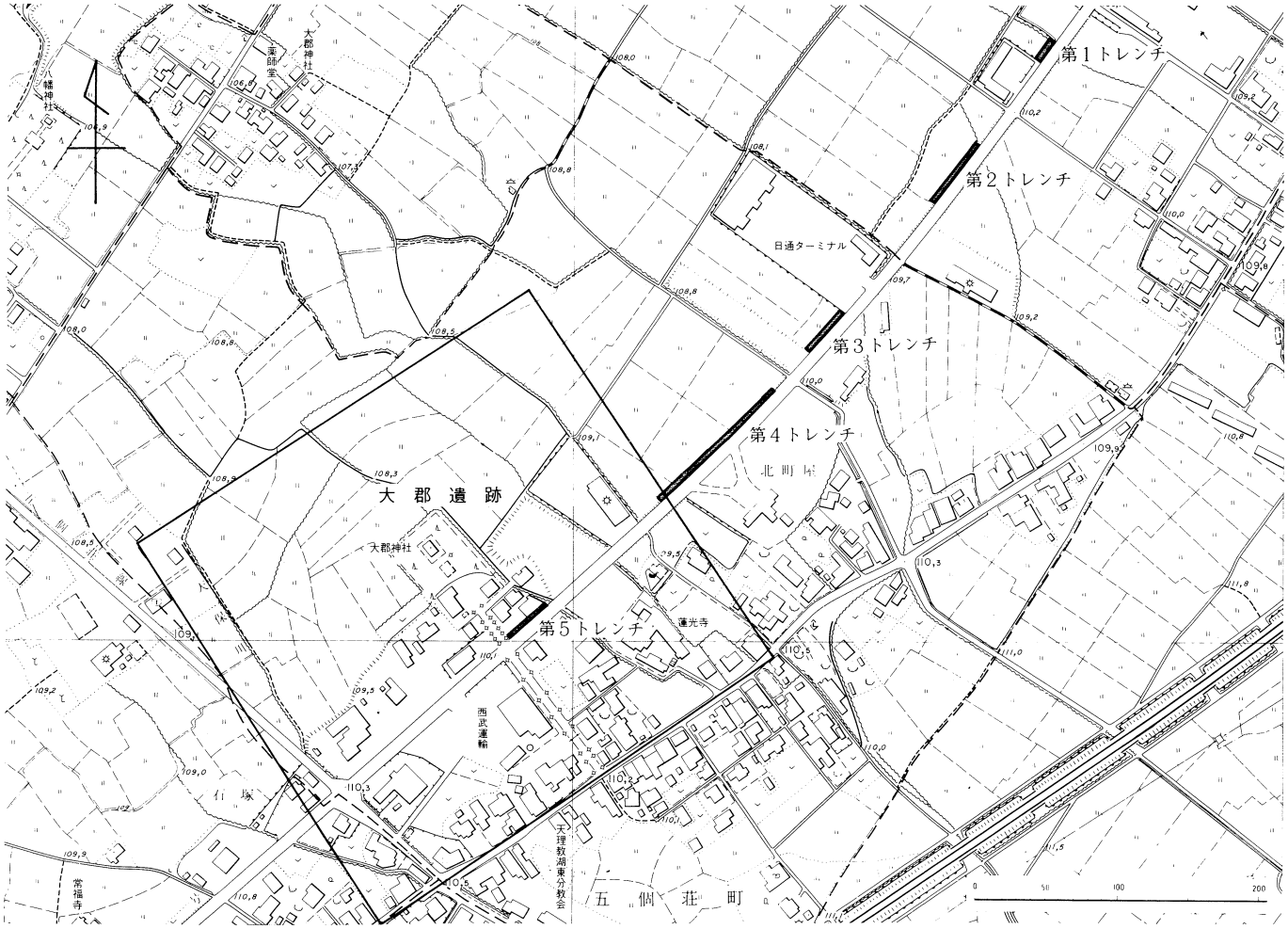

6　第1～第5トレンチ位置図

ＳＤ１は、深さ1.5ｍ幅７ｍ以上の自然河道跡で、埋土は21層に分層し得たが、基本的には砂層・砂粒層・シルト層・粘土層の互層で、比較的長期間にわたる流水があったと想像される。埋土中より、須恵器・土師器、縄文土器・弥生土器・古式土師器が少量出土した。

第２トレンチ

第１トレンチの南側80ｍに、長さ21ｍ幅1.5ｍのトレンチを設定した。第２トレンチの基本層位は、耕土・床土の下層は暗茶褐色土が25～30cmあり、更にその下部には暗茶褐色砂礫層が続く。遺構は、床土直下の暗茶褐色土層面で小ピットを検出したが、大半は国道の側溝基礎によって破壊されていた。

第３トレンチ

第３トレンチは、国道８号線と町道北町屋―金堂線の交差する北側に設定した、長さ33ｍ幅２ｍのトレンチである。基本層序は、トレンチの北側と南寄りで大きく変化する。北側では、耕土直下で淡茶灰色土（遺構面）となるのに対し、南側では耕土床土の下層は淡黄灰色砂層が20cmあり、その下部に淡黒灰色砂層が続く。遺構は、トレンチ北側で掘立柱

7　第３トレンチＳＢ１（北東から）

建物跡１棟(ＳＢ１)を検出し、南側では耕作に伴うと考えられる素掘りの溝跡を認めた。

ＳＢ１は、東西１間以上×南北不詳の掘立柱建物で、大半は用地外に伸びるため、全容は明らかにしえない。柱穴は、長辺50～60cm・短辺40～50cmの長方形を呈し、柱痕は径20cm深さ40～50cmを測る。柱間は、柱痕心心で210cm。方位は、桁行方向でN50°20′Eを示す。柱穴埋土より、土師器細片が出土している。

耕土・床土より、須恵器・土師器・国産陶器が少量出土している。

第４トレンチ

国道８号線と町道北町屋―金堂線の南側に設定した。長さ70ｍ幅２ｍのトレンチで、層位は耕土床土の下層は遺物包含層の茶褐色土が20～25cmの厚さで堆積し、下部は淡茶褐色土の地山となる。この地山面で、径15～50cm深さ10～30cmの不整形なピット群を検出したが建物跡等を想定させるものではない。

遺物は、包含層中より須恵器・土師器・緑釉陶器・灰釉陶器・黒色土器・縄文土器・国産陶器が少量出土している。

8　第４トレンチ全景(北東から)

第５トレンチ

大郡神社参道の北側に、長さ28ｍ幅1.5ｍのトレンチを設定した。このトレンチは、大郡遺跡の推定中軸線より東側に30ｍの位置にあって、何らかの建造物跡の存在が予想された。調査の結果、掘立柱建物跡２棟分(ＳＢ２・ＳＢ３)の柱穴を検出し、他に小ピット数基を認めた。トレンチの層位は、耕土床土の次に黒褐色土(クロボク)が20cmあり、その下層は淡褐色土となって、遺構はこの面で検出された。

ＳＢ２は、東西２間以上×南北不明の掘立柱建物跡で、柱穴は１辺60cmの方形を呈し、柱痕は径30cm深さ40～65cmである。柱間は、心心で200cmを測る。方位は、桁行方向でＮ56°20′Ｅを示している。

ＳＢ３は、ＳＢ２に重複する掘立柱建物跡で、ＳＢ２との前後関係は切り合いが見られないため明示できないが、建て替えによるものと考えられる。柱穴は、一辺40～60cmの方形乃至隅丸方形で深さ40～50cm、柱間は240cmを測り、方位はＳＢ１と同方向である。

遺物は、黒褐色土中より須恵器・土師器・国産陶器が検出されている。

遺構の保護

検出した遺構は、基本的には記録保存としたが、建設省と県教育委員会の申し合せにより、遺存状況の良好な第３トレンチＳＢ１と第５トレンチＳＢ２・ＳＢ３については、砂入れ盛土工によって保護した。

9　第５トレンチＳＢ２、ＳＢ３(北から)

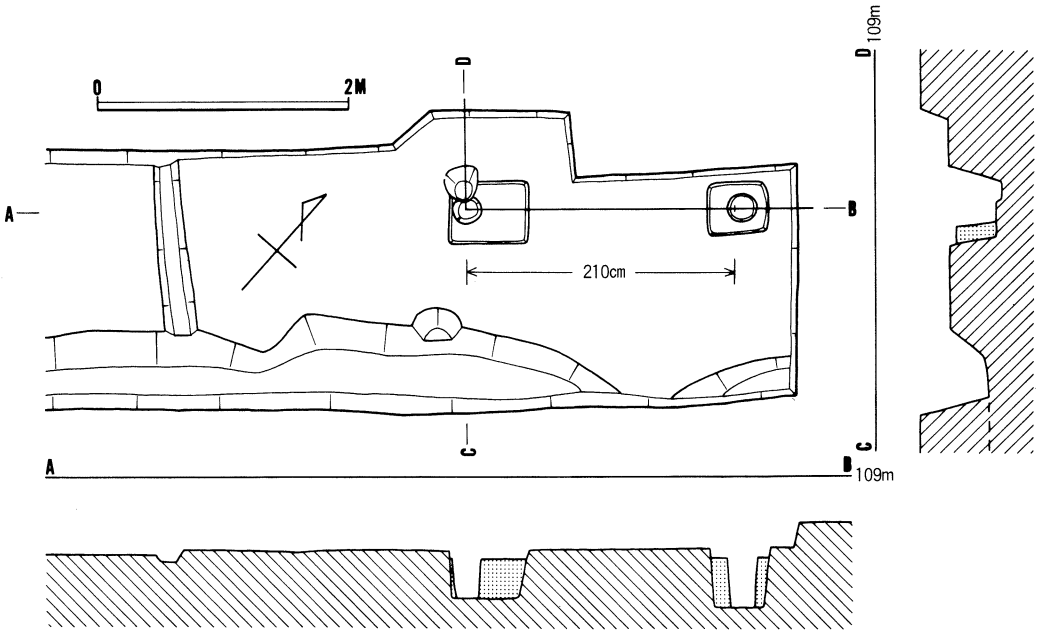

第３トレンチＳＢ１実測図

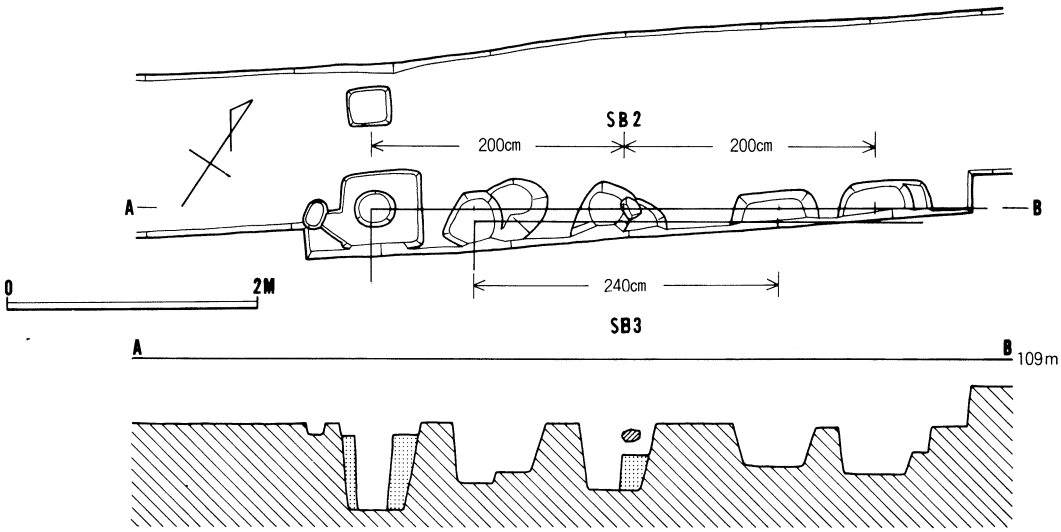

第５トレンチＳＢ２・ＳＢ３実測図

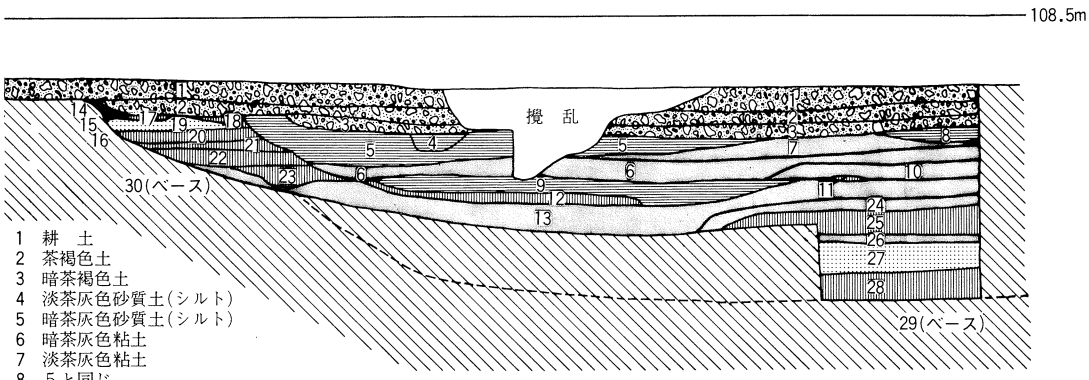

1　耕　土
2　茶褐色土
3　暗茶褐色土
4　淡茶灰色砂質土(シルト)
5　暗茶灰色砂質土(シルト)
6　暗茶灰色粘土
7　淡茶灰色粘土
8　５と同じ
9　黒茶色砂質土(シルト)
10　暗褐灰色粘土
11　褐灰色砂層
12　明茶褐色砂層
13　黒灰色粘土
14　淡黄茶色粘土
15　暗茶褐色粘土
16　14と同じ
17　茶褐色砂層
18　17と同じ
19　黒灰色砂粒層
20　茶灰色砂層
21　明茶灰色砂層
22　黒灰色砂層
23　淡茶灰色砂層
24　暗灰色粘土
25　暗灰色砂層
26　明灰色粘土
27　明灰色砂粒層
28　白茶灰色砂層
29　(ベース)淡青灰色粘土
30　(ベース)淡黄色粘土

第１トレンチＳＤ１断面図

10　第３トレンチＳＢ１実測図　第５トレンチＳＢ２・ＳＢ３実測図　第１トレンチＳＤ１断面図

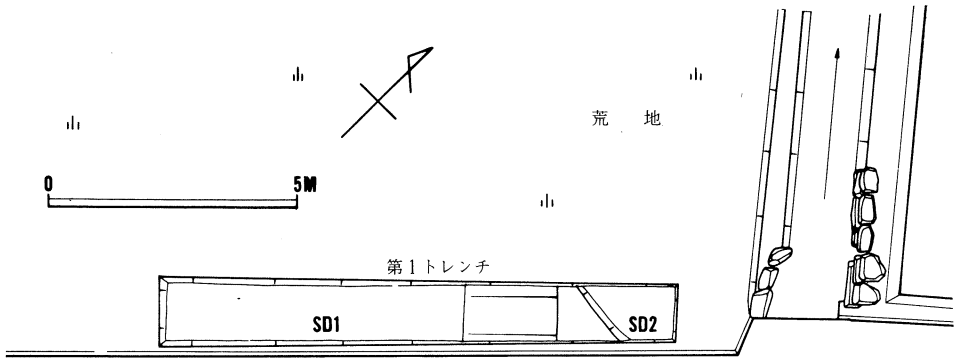

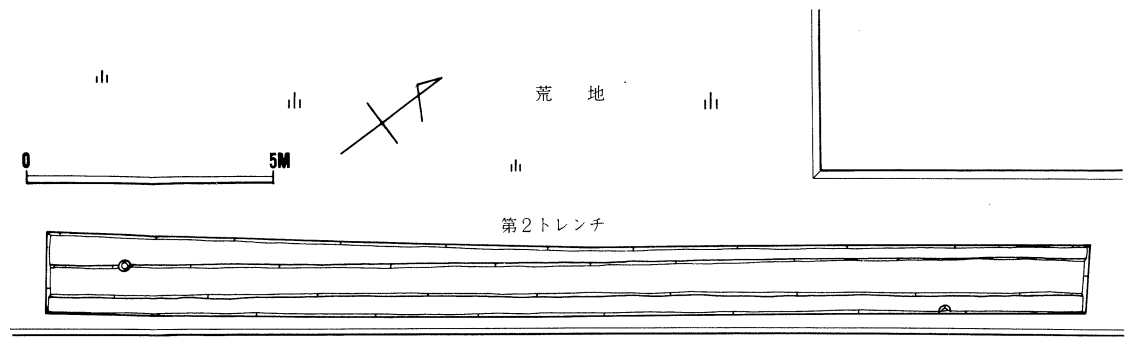

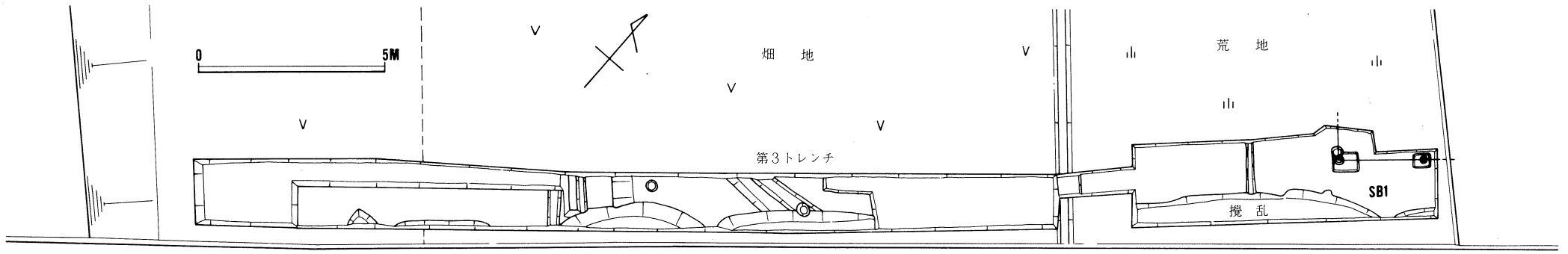

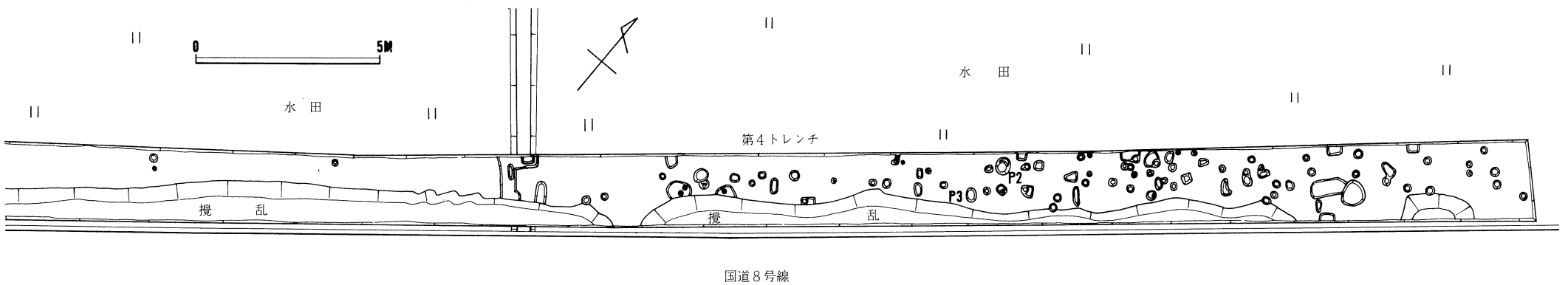

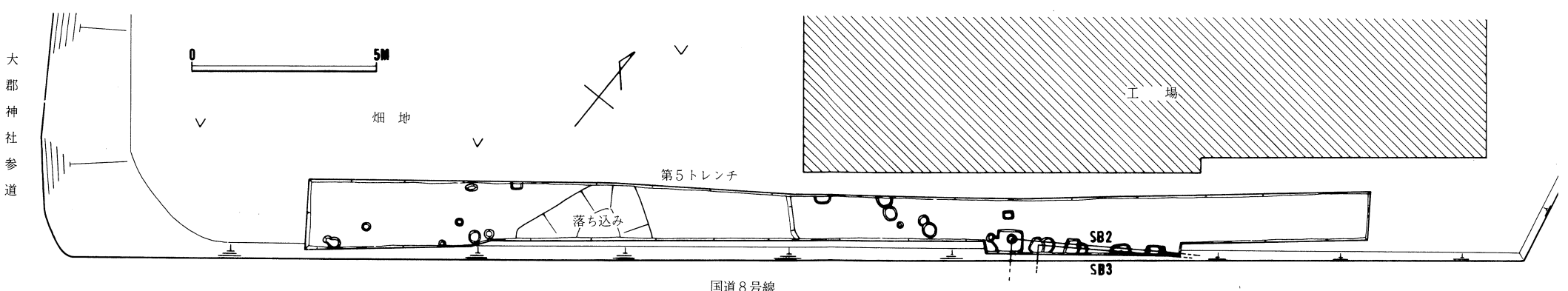

11　第1～第5トレンチ実測図

4．遺　　物

大郡遺跡より出土した遺物は、主に須恵器と土師器で、他に少量の縄文土器・弥生土器・古式土師器・緑釉陶器・灰釉陶器・黒色土器・国産陶器がある。これらに与えられる時期は、縄文時代～中・近世の長期に亘るものであるが、中心となるのは奈良・平安時代である。

以下において、各遺構毎の図示し得る遺物について概説する。

第１トレンチＳＤ１

須恵器杯蓋(１・２)は、古墳時代のもので、天井部は丸味を持ち、天井部と口縁部を分ける稜線は、１が僅かに突出するのに対して２は単に凹線となり、口縁端部に面を取る。

古式土師器台付甕(３)は、湖北地方に通有の台付甕の脚台で、「ハ」字形に短く開く小型品。

弥生土器甕(４)。大きく、突出気味に安定した底部で、内側に炭化物が付着している。

第１トレンチＳＤ２

須恵器杯身(５)は、外方に直線的に開く体部で、口縁端部は単に丸くおさめている。

第４トレンチ包含層

須恵器杯蓋(６)。天井部は非常に偏平で、口縁部の屈曲は緩く、端部は丸く肥厚して僅かに伸びる。天井部は、ヘラ切り後ナデ調整。

須恵器杯身(７～13)。７～９は高台のない小型杯で、７は体部が短く開き口縁端部が小さく外反する。８・９はフラットな底部で、底部と体部の境は丸く屈曲し、底部はヘラ切り後軽くナデ調整を施す。10～13は、高台付の杯で、10・11は外反気味に開く体部で、口縁部は丸くおさめる。12・13は、断面方形の小さな高台が体部直下に付くものである。

須恵器長頸壺(14)。高台を持たない長頸壺の底部で、体部との境界はゆるく屈曲する。

灰釉陶器埦(15・16)。16は内弯して浅く開き、口縁端部は尖る。15はやや外方にふんばった高台で、底部は糸切り後ナデ調整。胎土は細砂質で、色調は白灰色を呈し堅緻である。

緑釉陶器埦(17)は、口縁端部を単に丸くおさめる形態で、胎土は精良で焼成も須恵質に近く、釉薬は淡黄緑色に発色している。

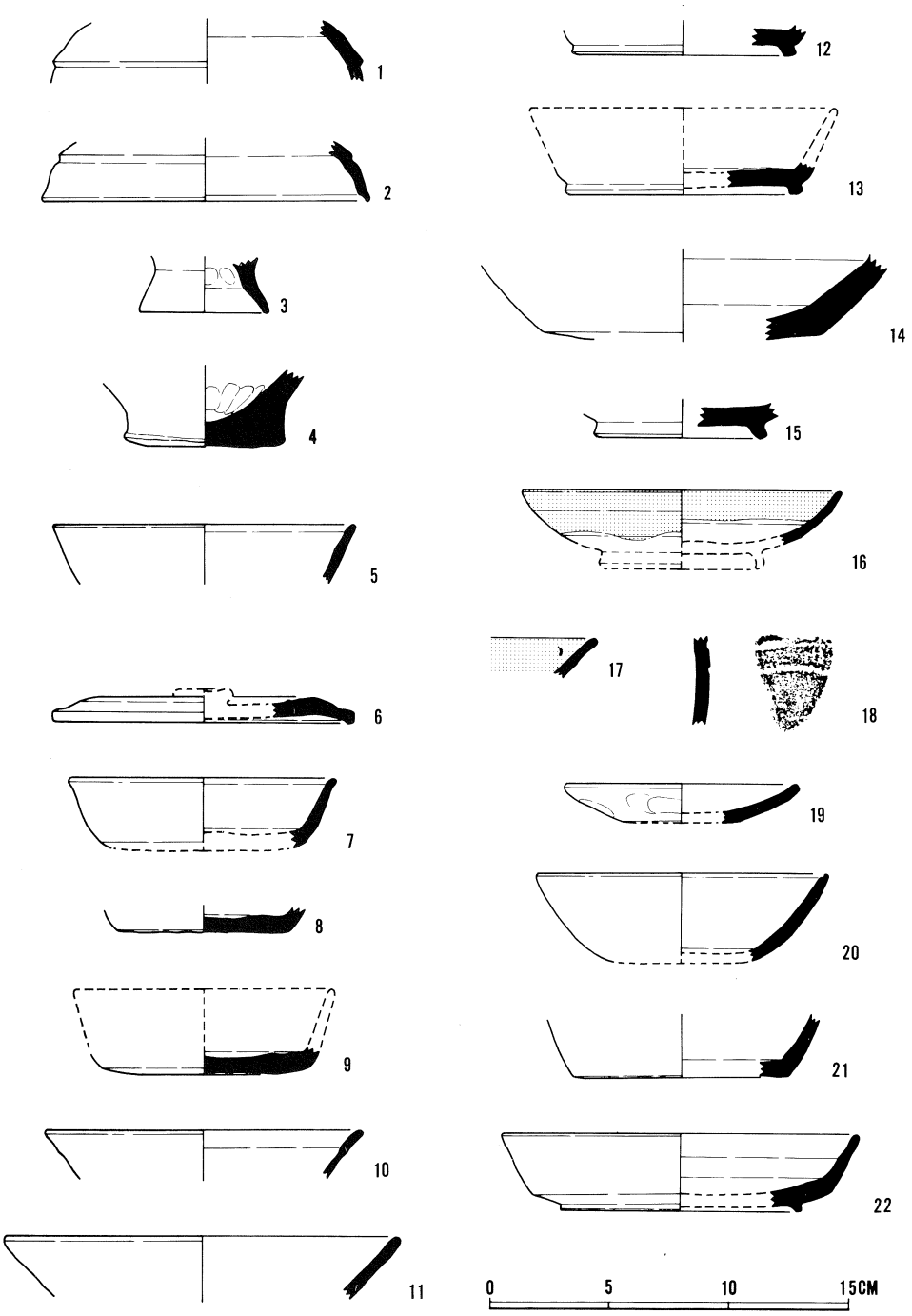

12　出土土器実測図　第１トレンチＳＤ１(1～4)　第１トレンチＳＤ２(5)
第４トレンチ包含層(6～20)　第４トレンチＰ２(21)　第４トレンチＰ３(22)

縄文土器(18)。細片のため形態は不詳であるが、比較的薄い器壁に浅い沈線が施され、胎土は小石や砂粒を多く含み暗茶褐色を呈す。

土師器皿(19)。底部から直線的に開き、口縁部は僅かに立上る。体部外面はユビオサエで内面と口縁部はヨコナデ調整。

土師器埦(20)は、小型の埦で体部は内弯して開き、口縁内側に凹線が巡る。内面はヘラ磨きを施し外面はヨコナデ調整。胎土は精良。

第4トレンチピット群

須恵器杯身(21・22)。21はＰ２からの出土で、高台のない杯身で、底部と体部の境界は屈曲して稜を取る。22はＰ３出土で底部内側に非常に小さい高台を有するもので、底部と体部の境はゆるくカーブし、体部は直線的に開く。

以上、これらの遺物の時期について簡単に述べる。１・２は、陶邑古窯址群[註4]のＴＫ15～ＴＫ10の特徴を有し、６世紀後半に属する。３は、布留期に併行するものであろう。４は底部のみのため判然とはしないが、弥生後期のものよりは古相を呈す。５～14と22の須恵器は、陶邑古窯趾群ＴＫ７、平城宮跡[註5]ＳＫ820～ＳＤ650に近似し８世紀後半～９世紀の所産と考える。15・16は、猿投古窯跡群折戸53号窯[註6]に同様の特徴が認められ、11世紀前半としうる。

5．まとめ

今回の調査は、歩道敷設地を対象としたため、遺跡の全貌を解明するものではなかった。しかし、大郡遺跡とその周辺部の様相をある程度明らかにし、郡衙構造を知る上で貴重な調査であった。そこで、以下において概要を述べ、若干の問題点を指摘しまとめに代える。

検出した掘立柱建物跡３棟は、規模は不詳であるが、いずれも東西棟と見られ方位はＳＢ１がN50°20′E、ＳＢ２・ＳＢ３がN56°20′Eである。これは、昭和56年度重要遺跡緊急調査[註7]で検出した掘立柱建物跡の方位に近似し、推定郡衙中軸線とも直交する。現神崎郡条里がN34°Eであり、大郡遺跡がより西へ振った地割を有することが知れる。郡衙の規模については、第４トレンチが推定三町域の東側外郭線を横断して設定したが、築地や周濠・柵列等の施設は認められず、三町域説を肯定する資料は得られなかった。また、構造面では中軸線の東側30ｍの位置に東西棟の掘立柱建物跡２棟(ＳＢ２・ＳＢ３)が重複する状況で検出された。官衙跡の場合、中軸線上に乗る東西棟の建物は、官衙の中心的建物である可能

性が濃厚であるが、この掘立柱建物跡がいかなる性格の建物であるかは今後の調査の進展を持って決定すべきである。

遺物に関しては、ＳＤ１や第４トレンチ包含層より、五個荘町では従来知られていなかった縄文土器や弥生土器・古式土師器が出土した。これは、付近に同時代の集落跡の存在を予想させるものである。

大郡遺跡は、古代律令社会を究明しうる遺跡であり、それゆえに巨視的な視野に立った調査・保護が必要である。今回の調査では、その一端を知り得たのみであったが、数々の資料が得られ、今後の調査のステップとなったと確信している。

註

1. 近江神崎郡志稿によれば、郡家所在地は、一般論的に郡名郷に所在するということから、神崎郷に属するとしているが、一方で、この神崎郷の所在地については不明としている。ただ、地理志料では、康正年間の文書より、神崎郷の所在地が、現五個荘町下日吉付近かとされ、当調査地の北西部に推定している。
2. 江南洋・西田弘「丸山古墳群」(『東海道新幹線工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告』日本国有鉄道　1965)
3. 昭和57年に、町道改良工事に伴い調査し、一辺１ｍ～0.7ｍの方形プランを呈する柱穴で構成された掘立柱建物跡２棟分を検出した。
4. 田辺昭三『陶邑古窯址群Ⅰ』(平安学園考古学クラブ　昭和41年)
5. 『平城宮発掘調査報告書Ⅵ』(奈良国立文化財研究所　昭和46年)
6. 楢崎彰一『三彩・緑釉・灰釉』(陶磁大系５、平凡社　昭和48年)
7. 昭和56年度重要遺跡緊急発掘調査で、大郡遺跡推定中軸線の東側75ｍの位置で、東西５間×南北２間で柱間は約３ｍの大規模な掘立柱建物跡を検出した。

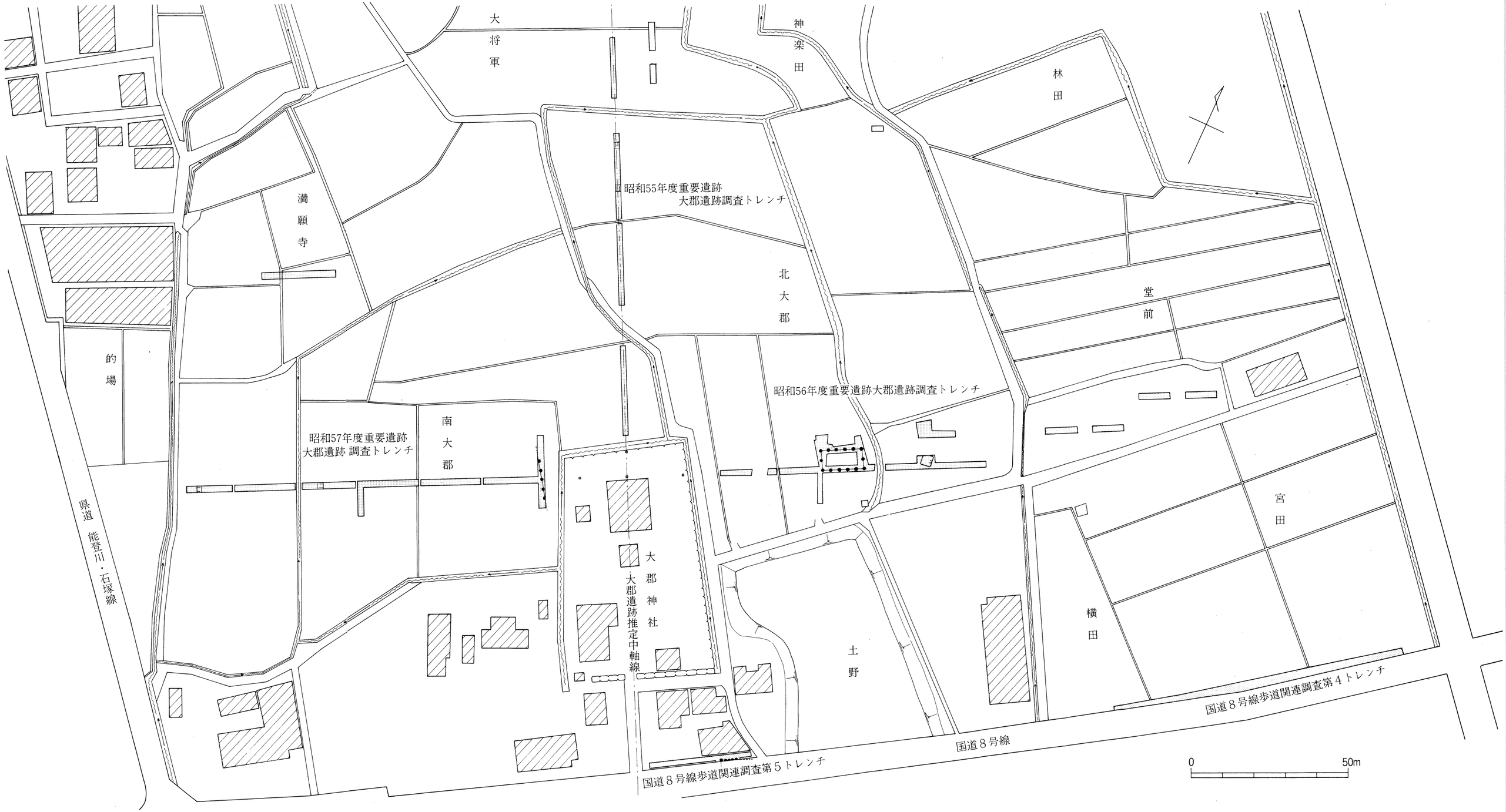
大将軍
神楽田
林田
満願寺
昭和55年度重要遺跡
大郡遺跡調査トレンチ
北大郡
堂前
的場
昭和56年度重要遺跡大郡遺跡調査トレンチ
昭和57年度重要遺跡
大郡遺跡 調査トレンチ
南大郡
宮田
県道 能登川・石塚線
大郡神社
大郡遺跡推定中軸線
土野
横田
国道８号線歩道関連調査第４トレンチ
国道８号線
国道８号線歩道関連調査第５トレンチ
0
50m

13　大郡遺跡全体図

昭和58年３月

一般国道８号線歩道敷設工事に伴う
大郡遺跡発掘調査報告書

編　集　滋賀県教育委員会

発　行　滋賀県教育委員会
五個荘町教育委員会
財団法人　滋賀県文化財保護協会

印　刷　有限会社　真陽社
京都市下京区油小路仏光寺上ル
ＴＥＬ（075）351－6034